

東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻 小菅研究室  
特任研究員 募集のお知らせ

1. 職名及び人数： 特任研究員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間： 2026年10月1日以降できるだけ早い時期～2027年3月31日
3. 更新の有無： 更新する場合があります。  
更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は1回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。  
更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間： 採用された日から14日間。
5. 就業場所： 東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）  
最寄駅：地下鉄千代田線 根津駅 徒歩12分  
南北線 東大前駅 徒歩10分  
丸の内線 本郷三丁目駅 徒歩15分  
※変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属： 電気系工学専攻 小菅研究室  
※業務の都合により変更することがある。
7. 業務内容： チップレット設計、3次元チップ集積技術の研究  
※変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
8. 就業日・就業時間： 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
9. 休日： 土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。
10. 休暇： ① 年次有給休暇 就業規則に基づき付与  
② 特別休暇 就業規則に基づき付与
11. 賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、月額40万から月額85万を超えない範囲で、資格、経験等に応じて決定。  
通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を支給、最高55,000円/月）  
退職手当、賞与は無し。  
原則毎月17日支給。
12. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 災害補償： 労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。
14. 応募資格： 以下の技術領域について1つ以上の経験を有すること  
(1) 三次元実装やFOWLPなどの先端実装技術  
(2) パッケージの熱解析・応力解析  
着任時までに博士号を取得していること。
15. 応募書類： ① 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>  
② 研究業績リスト(書式自由)  
③ これまでの研究や業務内容(A4で2枚)  
④ 使用可能なツール、プログラミング言語などを記載したスキルシート(A4で1枚)
16. 応募方法： 応募書類の電子ファイルを以下URLにアップロードして下さい。  
[https://ic-files.t.u-tokyo.ac.jp/public/06I9QZ89nDjGTMzy1k87laL\\_egcTvvaT98ptpM8P4i](https://ic-files.t.u-tokyo.ac.jp/public/06I9QZ89nDjGTMzy1k87laL_egcTvvaT98ptpM8P4i)  
※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
17. 応募締切： 2026年9月30日（水）ただし、適任者が見つかれば次第締切ります。  
書類選考の後、面接試験受験の可否を連絡します。
18. 担当者： 〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1 工学部2号館112C2室  
東京大学大学院工学系研究科工学系電気系工学専攻 小菅研究室  
担当：小菅、豊井、近藤 kosuge\_admin@dlab.t.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称： 国立大学法人東京大学
20. 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
21. その他： 応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。  
応募書類の返却はいたしません。当方で責任を持って廃棄します。  
勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員就業規則等をご覧ください。  
[https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki\\_int/kisoku\\_mokujii.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokujii.html)  
東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
22. 留意事項： 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。